

告示

埼玉県告示第千三百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四八〇〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四八〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一九八七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二一〇六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 五五八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 五七五立方メートル

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前零時から翌午前零時 外

（変更後）午前零時から翌午前零時 外

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 十六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前零時から翌午前零時 外

（変更後）午前零時から翌午前零時 外

ハ 変更年月日

令和五年八月六日

ニ 届出年月日

令和四年十二月五日

二 縦覧期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課